

**独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の
出資（資産買収を含む）及び債務保証対象事業の採択等に係る基本方針
＜石油・天然ガス分野＞**

令和8年4月1日

1. 基本的考え方

我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発の取組については、これを民間主導を原則としつつも公的に支援することは、石油・天然ガスの自主開発が、緊急時における安定供給の継続性や、産油国・産ガス国との相互依存関係の強化等の多面的効果を有していること等に鑑み、資源・エネルギー供給安全保障の観点から極めて重要である。

この独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下、「機構」）設立時からの方針は第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日 閣議決定）において踏襲しており、引き続き機構によるリスクマネー供給等を通じてエネルギー安定供給の確保に取り組んでいく。

加えて、特にLNGの安定供給確保は、現実的なトランジションの手段としてのLNG火力の活用や都市ガスの安定供給の観点から重要であって、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。

その中で中長期的なLNG需要量については、新産業による電力需要の拡大、カーボンニュートラル燃料価格の動向等によって大きく影響を受けることになるため、不確実性の大きい需要領域であり、民間主導を前提に官民・事業者間の協調した確保が必要となってくる。

また、有事においては、貯蔵が難しく、LNGとして輸入に頼る我が国としては、事業者と連携し政府が主導して必要量を確保するとともに、事業者のみでは対応しきれない緊急時のために、機構を通じたLNG調達体制の構築が必要となっている。

他方、石油・天然ガスを取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化、環境規制の強化、東南アジアにおける天然ガス需要の拡大等、常に変化している。我が国のエネルギー安定供給確保を将来にわたって継続するためには、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、供給源の多角化を図る必要がある。

このため、機構によるリスクマネー供給等を通じて、産油国・産ガス国の政府・国営企業等との関係の強化・構築に取り組むとともに、我が国企業による積極的な石油・天然ガスの探鉱・開発への参画を促すことで、供給源の多角化を図っていく。

例えば、現在石油・天然ガスの輸入割合の多い産油国・産ガス国については、これからもエネルギー安定供給の観点から重要な国であるため、引き続き機構によるリスクマネー

供給等を通じて、当該国政府・国営石油会社等との関係強化を図るとともに、本邦企業による新規・継続した引取量の確保を図っていく。

しかしながら、これらの国であっても、将来的な資源量の減少の可能性や現在の長期契約の更新等が必要になることを踏まえれば、エネルギー安定供給確保の継続に向けて、更なる調達先の拡大も必要である。

このため、現在は石油・天然ガスの輸入割合が少ない産油国・産ガス国であっても今後我が国企業による追加的な引取量が見込まれる国や、将来的に新たな輸入先となることが見込まれるフロンティア地域等において、機構によるリスクマネー供給等を通じて、安定調達や供給体制の構築に取り組んでいく。

このような供給源の多角化に必要な取組を戦略的に行うことで、中長期的なエネルギー安定供給の確保に努めるとともに、中長期的な需要量に対して、現状の政策動向等を勘案して予見可能性が高い需要領域だけでなく、中長期的に不確実性の大きい需要領域や有事が生じた場合に備える領域についても、石油・天然ガスを安定的に供給できるように努めていく。

機構は、こうした動向を踏まえ、石油・天然ガスの探鉱・開発に関する専門的知識・高度の実践的能力を有する、資源エネルギー安全保障に関する専門的な政策実施機関として、リスクマネー供給、情報収集、技術研究開発を通じて、中核的企業を始めとする国際競争力のある開発産業を育成する観点から、探鉱・開発段階において民間企業では取り切れないリスクについて、引き続き国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、エネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要な探鉱・開発プロジェクト等を対象に、出資・債務保証によりこれを支援する。

2. 支援対象プロジェクト

中期目標・計画に定められている厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等を行うことにより、必要な経済性が確保されることを前提とした上で、エネルギー基本計画や「1. 基本的考え」の趣旨を踏まえつつ、我が国のエネルギー安定供給に特に資する案件であって、機構の中期目標・計画の達成に寄与し、以下の要件を満たす案件に対し、支援の重点化を図ることとする。

中長期的に不確実性の大きい需要領域の需要量確保に貢献する案件として特に我が国のエネルギー安定供給に資する案件については、特別な出資制度を設定する。

I. 供給源の多角化等石油・天然ガス資源の安定供給の観点から戦略的意義を有すること

具体的には、以下の要素を考慮し、総合的に判断することとする。

- (1) 我が国への石油・天然ガス供給の多角化に資する案件であること
- (2) 海外輸送のチョークポイントのリスクを分散・低減して我が国に石油・天然ガスを供給する等、エネルギーセキュリティ上の効果が大きい案件であること

- (3) オペレーター・準オペレーター案件である等、我が国の影響力が確保されている案件であること
- (4) 産油国・産ガス国等との関係を強化・深化する上で大きな意義を有する案件であること
- (5) 相当規模の埋蔵量や取引量が期待できる案件であること
- (6) 天然ガス案件の場合にあっては、①長期契約等の価格競争力のあるLNG供給や②国際的なLNG市場の育成に資する天然ガス上流及び液化案件（LNG契約の柔軟化や日本とアジアのLNG価格指標の発展に資する案件、アジア太平洋地域の需給緩和・エネルギートランジションに資する案件など）、③電気事業法及びガス事業法に基づく機構の緊急調達など有事に資する案件であること
- (7) 長期に開発・生産が継続する見通しのある案件であること
- (8) その他エネルギー政策または資源外交の観点から資源エネルギー庁が特に重要と認める案件であること

II. 中核的企業をはじめとする国際競争力のある上流開発企業、ポートフォリオプレイヤー企業等の育成の観点から戦略的意義を有すること

具体的には、Iを前提としつつ、以下の要素を考慮し、総合的に判断することとする。

- (1) オペレーター経験・ノウハウを蓄積できる案件であること
- (2) 我が国企業の技術的競争力を強化できるような先進的技術を蓄積できる案件であること
- (3) バランスの取れた海外資産ポートフォリオを形成する等、国際的な競争力強化に資する案件であること
- (4) 我が国企業のLNG取引量の増加に資し、一定量以上のLNG取引量を有するポートフォリオプレイヤー企業の育成に寄与する案件であること
- (5) その特徴や、規模等の観点から公的支援が不可欠であると認められる案件であること

3. 新規事業の支援方法

機構は、中期目標及び中期計画に示されたコミットメントを着実に達成するため、上記の他、以下の方針に則って支援を行う。

(1) 機構ツールの有機的活用

- 機構は、出資、債務保証だけでなく、情報収集・提供、地質構造調査、技術支援、教育研修といった機構の様々なツールを有機的に組み合わせることにより、利権取

得段階から探鉱、開発・生産段階に至るまで我が国企業等のニーズに対応した切れ目のない実践的支援を実施する。

(2) 出資・債務保証の限度

- 業務方法書に従い、出資については、機構の出資比率は対象事業費の5割を限度とするとともに、債務保証については、機構の保証比率は保証対象債務の5割を限度とする。
- ただし、油ガス田の規模が一定以上であり、かつ、技術的困難度が高い、我が国企業がオペレーターである、我が国企業の権益が一定以上である、カントリーリスクが一定以上である、のいずれかに該当するプロジェクト、又は、エネルギー政策上特に考慮すべきプロジェクト、については、機構が特に必要と認める場合であって、国も同様に認める場合、探鉱出資比率及び債務保証比率の上限を7割5分とする。
- 大規模な埋蔵量の上積みが期待され、かつ、我が国企業がオペレーター又は準オペレーターである、又は、エネルギー政策上特に考慮すべきプロジェクト、については、機構が特に必要と認める場合であって、国も同様に認める場合、出資比率及び債務保証比率の上限を7割5分とする。
- なお、出資比率を7割5分とする場合は、民間主導によるプロジェクト推進の原則から、機構が民間出資分を超えて出資する場合には、無議決権株式の取得に限定する。
- プロジェクト毎の債務保証は、これまでの債務保証実績や信用基金残高等を踏まえて安定的な運用を行うことを原則とする。信用基金残高等に比べて債務保証額が極大となるプロジェクトの債務保証については、我が国のエネルギー政策上特に重要な案件であって、保証履行が生じた場合の資金手当の方策の実現可能性を機構が確認し、資源エネルギー庁も同様に確認できる場合に限り支援できる。また、債務保証料率は、借入の状況やプロジェクトのリスクと政策の方向性等を勘案した料率となるよう必要に応じて見直しを行う。

(3) 案件の審査

- 具体的な案件の採択及び審査にあたっては、経済性評価方法の適正化、審査基準の定量化、外部専門家の活用などに取り組み、採択の明確な審査基準を策定し、必要に応じて改定しなければならない。また、採択後には、民間主導の原則に基づきつつ、機構としてこれまでに培った過去のプロジェクト管理の経験などを十分に活用して、効果的・効率的なプロジェクト管理を徹底しなければならない。特に、海外との共同案件の場合、本邦からの参加企業が、海外パートナーのスピードに合わせ

た意志決定を求められる場合が多く、かかる観点から、中期目標・中期計画に則って、迅速な業務の遂行を徹底する。

- 機構は、案件の支援にあたり、単に技術的あるいは金融的観点からの審査を着実にを行うにとどまらず、事業者のニーズを踏まえ、プロジェクトの発掘・育成・自立化への積極的な関与を行う。
- 機構は、定期的に支援対象である企業からのヒアリングを行い、その経営戦略や成長戦略、経営資源、財務状態を適切に把握する。当該企業から採択申請があった場合は、申請対象事業のポテンシャル及びリスクを評価することに加え、申請内容が企業の経営戦略や成長戦略における重点的取組と整合しているか、競合他社に対するコスト面等での明確な優位性を持つものか、企業の経営資源が効果的に活用される事業実施計画であるか、企業の過去の採択案件が想定・計画された通りの成果を上げているかなどについても厳格に評価を行い、その結果優先度が高いと判断された案件について採択を行う。
- また、損失が不可避免的に生じやすい構造にあるリスクマネーの性質を考慮しつつ、機構の資金を確保し、財務内容の健全性を維持する観点から、機構は、開発・生産に至った案件に係る株式の売却、政府保証付き借入れの適切な活用、ポートフォリオ管理の徹底などを推進する。
- 海外の資源会社の買収・資本提携への支援にあたっては、当該資源会社の保有する資産の価値のみならず、当該資源会社の経営力、財務力や人的リソースなどを総合的に評価した上で、当該支援が、我が国上流産業の国際競争力強化や、権益獲得機会の拡大に資するものかを確認する。

4. 国営石油会社株式の取得を通じた戦略的提携

機構は、民間企業による対応が困難な場合であって、産油国・産ガス国の国営石油会社との戦略的な協力関係の構築を通じて我が国上流開発企業による権益獲得などの機会を創出することが見込まれる場合には、当該国営石油会社の株式の取得を行うものとする。その際、機構は、国が行う資源外交との緊密な連携の下、取り組むこととする。ただし、株式取得の目的を達成したと判断される場合には、適切なタイミングで当該株式の譲渡・売却を行う。

以上